

て六・八%の増となっております。特に運輸部門が二三%増加するなど、増加傾向がござります。

そこで、二〇〇八年から二〇二一年の第一総合計画に六%の削減をするということになっているわけですが、これまでの対策措置の経緯を見ますと、これでは削減目標を達成することができないということで、計画的に総合的な追加的対策措置を講ずる必要があるというふうに考えられます。そのため、今回御提案をしております地球温暖化対策推進法の改正法が準備されたわけであります。

中央環境審議会では、平成十二年のCOP6以降の京都議定書に関する国際交渉の進展をにらみながら、京都議定書の内容が固まってくる段階で、我が国の温室効果ガス排出にどのように具体的な対策をとっていくかということにつきまして、目標達成シナリオ小委員会と国内制度小委員会を設置いたしまして、温暖化防止対策のあり方の検討を続けてまいりましたけれども、本年の二月二十四日に、京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方に関する答申、この答申の概要についてましては、先生方のお手元に本日お配りをしますが、御参考にして下さいます。これでござりますが、御参考にしていただければというふうに思います。この答申を取りまとめて環境大臣に提出したところであります。

標準設定、それから実施についてのフォローアップを行いうことなどを提言しております。

都議定書目標達成計画を内閣が定めることといたしておきます。また十一条以下には、内閣総理大臣を長として、すべての国務大臣をメンバーとする地球温暖化対策推進本部が計画を策定、実行するというふうに規定してございますが、私は、この改正法案の規定は、私どもの提案をいたしました、法律による計画を策定し、そしてそれを政府が挙げて実施するということを受け入れていただいたものということで、大変評価しているところでござります。

第一に、答申は、対策実施に当たりまして、一

〇〇二年から一〇〇四年までを第一ステップ、一〇〇五年から一〇〇七年までを第二ステップ、そして本番であります一〇〇八年から第三ステップといったしまして、第一ステップにおきましては現行対策をより強化するという方針を提案しております、それぞれのステップにおける対策の進捗状況を評価しながら必要な追加対策を講ずることとしておりまして、いわゆるステップ・バイ・ステップのアプローチをとることを提言しております。

第三に、答申は、温暖化対策は国民各界各層が一体となって取り組まなければならないとしておりまして、我々の生活を、大量消費、大量廃棄型のライフスタイル、この我々のライフスタイルを変革し、省資源、省エネルギーの循環型の社会経済構造へ転換しなければならないとしておりります。

改正法案第二十三条、二十六条は、この観点から申しますと十分ではございませんけれども、地球温暖化防止活動推進員の活動を充実する、地球温暖化対策地域協議会を組織するということなどについて規定しております。国民の各界各層が一体となつて取り組んでいく方向を示したものと、いうふうに評価をしております。

そのほか、答申は、ヨーロッパにおいて効果的な手法として既に導入されている経済的手法の検討を提言しておりますが、改正法案の附則第二条は京都メカニズムの検討を続けるということになると、なつてございますけれども、今後は広く経済的な手法の導入の検討が行われることを期待したいと思います。

さらに、IPCCの第三次報告によりますと、

今後なお一層地球温暖化の進行は深刻化を増していくことございまして、京都議定書の策定

一約束期を超えて、より厳しい温室効果ガスの削減が行われなければならないわけでございます。イギリスなどでは、これを機会にして、イギリスにおける経済社会構造を省エネ型のものとし、それをいわばイギリスの今後の経済活性の契機にしたいということでございまして、私、去年イギリスを訪問しましてそれを痛切に感じたわけでございますけれども、我が国におきましても、省エネルギー、省資源の技術開発とその普及実用化の

ための社会的仕組みを今後さらに開発し、単に汎
暖化防止対策としてこの地球温暖化対策推進法が本
機能するのではなくて、今後、循環型の社会の建
設に向けて、産業構造、社会構造の転換をもたらすこ

し、我が国の経済の活性化を導くようなものになることを期待しているわけでございまして、ぜひ

この国会におきましてこの法案を通していただなか
き、さらに、我が国の京都議定書の批准を進めていたた
いたとき、ヨハネスブルグまでに京都議定書が登
効するようにお図りいただきますようお願いを申
し上げまして、私の意見を閉じさせていただきま
す。どうもありがとうございました。（拍手）

○大石委員長 ありがとうございました。
次に、舛本参考人にお願いいたします。

く御礼申し上げます。
まず、既に先生方、御高承のところではござりますが、基本的な事項として私としては極めて重要な要かと考えますので、大変恐縮でございますが、原理原則の確認から話を進めさせていただきたいというふうに存じます。

地球温暖化問題の原因、温暖化ガスの代表でございます二酸化炭素は、空気のわずか〇・〇三四%を構成する物質でございまして、すべての動植物の命の営み、いわば地球の営みに伴つて排出、吸収されます必須の物質でございます。つまり、農業、漁業、鉱業、製造業、運輸業などあらゆる産業を含め、人間のあらゆる社会活動はこの二酸化炭素排出と不可分でござります。

今問題となつております「二酸化炭素は、石油、天然ガスなどの大量燃焼に伴うエネルギーの排出抑制は、化石エネルギー消費量の抑制によって達成されます。実は、「二酸化炭素の排出抑制が、エネルギー消費抑制を介しまして、産業や社会活動の抑制にもつながりかねない」という懸念がここにござります。

この地球温暖化問題は、産業革命が引き金となりました工業化によるエネルギー大量消費がもたら

らしたことは、既に御高承のとおりでございま

す。特に、ここ五、六十年ほどの急速な我々の産業活動、産業社会の発展、これが化石燃料の大量消費を生みまして、二酸化炭素など温暖化ガスの累積をもたらしました。御高承のとおり、これが

地球温暖化を引き起きていたと言わわれているところでございます。

エネルギーの観点から申しますと、二十世紀に私たちが手にした豊かさは、これまで人類の経験のあるものではなく、化石エネルギーの大量消費、大量廃棄に支えられてまいりてあります。二十世紀、私どもは先進工業国を中心で大きく発展し、豊かになりました。この間に、町は清潔になりました。乳幼児の死亡率は減少し、寿命は延びてまいりました。発展の成果でもございます。

二十世紀のこの発展は、反面、化石エネルギーの大量消費によります二酸化炭素など地球温暖化ガスの大量排出をもたらし、地球温暖化などが問題として現出いたしました。これは豊かさの影、負の遺産でもあります。この負の遺産としてコストは、残念ながら、これまでだれも負担をしてまいりませんでした。今私どもは、このコストを十二世紀に生きることの責任として負担し、地球化問題に対する取り組みを進めていかねばならないと考えております。

この二十一世紀にありまして、私どもは、温暖化問題に対応するに、この化石燃料の大量消費、大量廃棄という根本を変えていく必要がござります。すなわち、より少ない化石燃料でやっていくことと、これに伴う二酸化炭素などの排出量を減らすこととが、世界各國、特に先進工業国においては、一致協力して、大量消費依存型社会を化石燃料のより少ない寡少消費社会へと変えていかねばなりません。森嶋先生もおっしゃられましたが、ライフスタイルの変更というよりも、むしろ文明の転換といふほどの大きな挑戦かと存じております。もちろん、当面は、エネルギー転換や消費といたる段階での効率の向上、燃料の転換、原子力発電や再生可能エネルギーの開発活用促進なども重要かつ有効でございます。もちろん進める

必要があります。

具体的な話に入らせていただきます。

温暖化問題への対応の道には、極端に申しますと一つの入り方があるように存じます。

一つは、二酸化炭素発生の大もとであります化石燃料消費を規制や制度で抑制しようとする道でございます。どちらかといいますと、欧洲はこのやり方をとり始めているように見えます。

もう一つは、国民、企業など社会の構成主体全員への徹底した教育、呼びかけと情報提供、そしてこれらの主体によります自主的、積極的な取り組みでございます。どうやらアメリカは、この方向性を基本としているように見えます。

私は、問題の重要性にかんがみれば、事態の進展状況によりましては、いつの日にか制度や規制、こうしたものでいわば強制的に二酸化炭素排出の抑制、削減をせざるを得なくなる日が来るかもしれませんとも考えました。しかし、そうした道に入るのはできるだけ後にして。できればそうしたやり方をとらないで済めば一番よいと考えております。それだけに、まずは社会の全体員で、それぞれがそれぞれの立場で自主的に取り組むことを徹底して試みることが極めて重要なと考えております。まずここから始めることが大いに試みたいと存じております。

あえて申せば、現在の議論は第一約束期間の二〇一二年までのことでございまして、二〇一三年以降、それからは第二約束期間が始まります。仮にも、今規制や新たな税負担を始めたといしますと、これらは第二約束期間では強化されることになります。ところが、決して緩和、緩められることはないと推察いたします。

ところで、この自主的な取り組みにおきまして、幾つか重要なポイントがあると存じます。第一は、技術と企業でございます。現在の生活レベルを切り下げるのであれば話は違つてしまりますが、現在の生活水準の維持を同時に追い求めるのであれば、頼りは、エネルギーの転換や利用

の効率向上、あるいはエネルギー寡少、より少ない消費の技術でございます。省エネルギー技術と言つてもよいと存じます。省エネルギー技術の普及と新たな技術開発が、二酸化炭素排出削減策の決め手でございます。

実は、御案内のとおり、我が国の産業界は、一九七三年、七九年の二度の石油危機の後、高騰した石油価格の重さを克服するために懸命な省エネルギーを進めまして、現在では、日本の省エネルギー水準、エネルギーの利用効率の水準は、御高承のとおり、もうこれ以上求めるものはなかなか難い水準にまで達しております。

ところで、お考いだりますと、この技術と企業としては、この環境技術や製品、システムの好適化革新の担い手、主体は企業でございます。企業として、この環境技術や製品、システムの好適化革新の担い手、主体は企業でございます。企業としては、この環境技術や製品、システムの好適化革新の担い手、主体は企業でございます。企業として、この環境技術や製品、システムの好適化革新の担い手、主体は企業でございます。

技術革新に努めることが役割かと存じております。こうした技術開発は、企業にとってまさに二十一世紀の新たなビジネスチャンスともなると存じ、日夜取り組んでいるところでございます。

先般、京都議定書から離脱いたしましたアメリカのブッシュ政権は、新たな温暖化対策を二月に公表いたしました。その内容は、京都で決められたことから見ますと後退とも見えますが、あります。

この意味で徹底して技術を活用し省エネルギーを進めようとする方向性が打ち出されておりまして、二〇〇三年を初めとして大変に巨額な予算をアメリカはつけようとする具体的な施策が盛り込まれております。この点については、私は評価をしてしかるべきだと存じます。

第二は、政府の役割でございます。政府の役割は、各主体の自主的な取り組みの促進のために、まず教育、そして各種の奨励策を講ずると同時に、好事例などを含め徹底した情報提供を行い、国民全員参加の運動を開催していくことではないと存じます。

私は、技術と企業に関しましても、政府の役割は、こうとした企業の取り組みを奨励、喚起していただく

ことかと存じます。間違つても、企業の意欲、創造性をそぐようなことはしないようにしていただきたい。その意味で、一般的に申しまして、規制や新たな税負担につきましては、その懸念が大きいところであると思います。

第三は、地方自治体の役割でございます。この点は、今回の法改正についての直接的なお願いでございます。どちらかといいますと、欧洲はこの法律の一部を改正する法律案、これについての意見でございます。

この法改正案では、第四章第「十一条「地方公共団体の施策」が新たに加えられております。都道府県及び市町村には、「京都議定書目標達成計画を勘案し」と条件は付せられているものの、「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」と大きな役割が期待されております。

ここで、残念ながら心配がございます。法文で言う地方自治体の総合的かつ計画的な施策の策定と実施という部分でございます。

現下の課題の二酸化炭素排出は、申しましたところが、残念ながら心配がございます。法文で言うところのできないものでございます。従来の硫黄酸化物 SO_2 、窒素酸化物 NO_x などの大気汚染物質とは全く性質を異にするものでございま

す。地球という冠がついていることからも明らかのように、実効あらしめるためには、また経済的に取り組むためには、ある特定の地域だけ、ある国だけ取り組むのではなく、全体で取り組むことが殊のほか重要でございます。

私どもとしては、地方自治体には、国では実施が難しい、地域地域の自然環境や風土を生かした省エネルギー型、資源循環型の地域社会づくり、都市づくりを進めていただきたいと存じております。緑地帯や屋上緑化のようなことから、さらには都市における小川、水路あるいは運河などの設置なども省エネルギー対策になると存じております。地域の風土に合った温暖化対策や地方自治体

にしかできない運動や対策に、地方自治体においては力を注いでいただきたいと期待いたしました。

ところで、経団連いたしましては、御案内のとおり、加盟業種のうち二十八業種が集いまして、一九九七年の京都會議に少し先立ちまして経団連自主行動計画を策定いたしました。二〇一〇年における二酸化炭素排出量を一九九〇年レベル以下にするという目標を掲げまして、自主的に取り組んでおります。この実績につきましては、毎年レビューを行い、公表いたしております。現在では三十六業種の参加を得ておらず、排出量は、ほぼ一九九七年から目標レベルとなつております。

こうした産業界の取り組みと実績に対しまして、森嶋先生からの御指摘もございましたように、民生部門あるいは運輸交通部門では、依然として排出量がふえ続けているという実態がございまして、今後はこの面での実効ある対策が必要かと存じております。

もう一点、改正法案の内容に関してお願いがございます。少し細かいで、大変恐縮でございます。

法改正では京都議定書目標達成計画の策定を定めておりますが、案によれば、この達成計画として、三月十九日に温暖化対策推進本部で決定されました新大綱の内容がほぼそのまま引き継がれると伺っております。

新大綱は、環境と経済の両立、段階的な取り組み、自主的取り組みを基本原則としておりまして、この点は私どもとして大いに評価するべきものと考えております。しかし、新大綱に示されておりますエネルギー起源の二酸化炭素に係る部門別や対策別の削減目標は、実は昨年の経済産業大臣の諮問機関でござります総合資源エネルギー調査会報告書におきまして一つの試算値として示された数字がそのまま用いられておりまして、これには不確定な要素が大きいと言わざるを得ません。達成計画に示す目標は、試算値であり、柔軟

な意味合いを示すものであります。ひとり歩きをいたしまして、硬直的かつバインディングとなり申しますか、拘束的に使われていくおそれがあると懸念いたします。大綱に示された目標値がそうした特徴を持っていることにつきまして、一層の徹底をお願い申し上げるところでございます。

さらに、個々の企業や事業所の目標あるいは計画策定とその公表につきましては、企業の自主的な判断にゆだねる方向で御検討をぜひお願いたいと存じます。

例えば、国内外で熾烈な競争を展開しております業種、企業におきましては、個別の事業所単位で目標や計画の開示を行うことは、エネルギーの利用計画、すなはち生産計画の開示そのものとなり、時には企業機密の開示にもつながりかねないと懸念するところでございます。したがいまして、開示のあり方につきましては、企業業界の自主的な取り組みと判断をぜひ尊重していただきたいとお願い申し上げる次第でございます。

なお、既に一部企業は、極めて積極的にこの点について取り組み、情報開示を公に進めていることを付言させていただきます。

次は、京都議定書についてでございます。

去る二月、小泉総理は所信表明演説の中で、地球環境問題につきまして特に多くの言葉を割いてその重要性を説いておられます。その中で、環境と経済の両立あるいは原子力発電の重要性などについて強調されておられます。現実を踏まえた的確な方針だと敬意を表しております。

実は、批准問題は、きょうこうした委員会が開かれるところ、既に国会の先生方、皆様方の御議論の段階に入っております。(ここでまた意見を申すのもいかがかと思いますが、それでも、今批准についての意見を私どもが問われたといいたしますと、批准の前にまだやるべきことがあると申し上げたいと存じます。

その理由の第一は、教育と国民への呼びかけでございます。あるいは国民運動の展開でございます。この点が十分でなければ、たとえ批准をいた

したといったとしても、実効は期待できない、それがほど重要なことかと存じます。

第二は、二〇一三年からの第二約束期間への展望でございます。前述いたしましたように、傾向として、第一約束期間では、第一約束期間以上に強力な施策が避けられないものと予想いたしております。それだけに、批准に当たりましては、ぜひ第二段階への展望について議論をいただき、基本原則を明確にしておいていただきたいと存じます。

第三は、第二の理由ともダブりますが、アメリカの動向でございます。よく指摘がありますとおり、アメリカに加え、中国、インドなどの参画を何らかの形で求めなければなりません。それが、地球規模で温暖化ガス削減の実効を上げるために本を背負ってしまうというようなことのないようになります。

批准のいかんが国際競争力の格差拡大につながり、日本だけが国際競争においてハンディキャップを背負ってしまうというようなことのないようになります。

批准のいかんが国際競争力の格差拡大につながり、日本だけが国際競争においてハンディキャップを背負ってしまうというようなことのないようになります。

私は地球温暖化の担当ですけれども、二十カ国以上の代表から成る国際チームが結成されまして、京都議定書を発効させること、そして、まず取り組まなくてはならない先進国の排出削減を実現するために、特に産業界と手を組むなど、さまざまなプログラムを開拓しております。本日はその観点からお話をさせていただきたいと思います。

温暖化の深刻さが起きておると思いますけれども、この三月、南極大陸の最大級の棚氷が崩壊しました。そして、これは厚さ二百メートルもあります。ラーセンBという棚氷で、広さは三千二百五十平方キロメートル、東京都よりも広い、そういうたまり水が解け出したわけです。これは三十年で起きた最大の崩壊と言われており、過去五十年間に南極周辺の平均気温は二・五度も上昇しているということです。このことを十分に踏まえていただき、ODAや国際的な温暖化問題交渉の場で御活用いただきたい。温暖化をめぐる国際交渉は、もはや環境問題の交渉というよりは、各國、各地域がみずから利益に最も有利な条件を獲得するための交渉の利益に最も有利な条件を獲得するための交渉の場だといふうに存じております。ぜひ、こうした国連のCOPの場では、地球温暖化への有効な対策に加えまして、日本国利益の実現のために主張と交渉をお願い申し上げまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

大変いろいろ申し上げさせていただいて恐縮でございます。ありがとうございます。この点が十分でなければ、たとえ批准をいたしました。(拍手)

○大石委員長 ありがとうございました。
次に、鮎川参考人にお願いいたします。

○鮎川参考人 世界自然保護基金、WWFジャパンの鮎川です。

WWFは一九六一年に設立された世界最大の自然保護団体です。世界の約四百五十万人と一万人の団体のサポートに支えられ、地球規模のネットワークを基盤として、およそ百カ国の人々で活動しております。WWFは、森林、海水、淡水、有害化学物質、生物の種の保全、そして地球温暖化を六つの重点項目として活動を展開しております。

第三は、第一の理由ともダブりますが、アメリカの動向でございます。よく指摘がありますとおり、アーリアに加え、中国、インドなどの参画を何らかの形で求めなければなりません。それが、地球規模で温暖化ガス削減の実効を上げるために本を背負ってしまうというようなことのないようになります。

批准のいかんが国際競争力の格差拡大につながり、日本だけが国際競争においてハンディキャップを背負ってしまうというようなことのないようになります。

温暖化を防ぐ唯一の国際協定であり、最も重要な現実的なツールであります。COP7で具体的なルールやガイドラインが決められ、ようやく批准をできる段階に来ています。アメリカがこれから離脱して世界に不協和音を醸し出そうとしておりますけれども、今のところ京都議定書にかわり得る国際的な取り組みはありません。

これを発効させ、世界の国々が実施に取り組み始めるよう、そして日本は、京都という名の当事国として、一日も早くこれを批准していただきたい。批准の承認が十日以降国会で議論され始めたと聞いておりますけれども、京都議定書の批准と一緒に世界に最も重要で、温暖化対策推進法改正法案というのを切り離してでもこの批准を進めていただきたく、私のきょうの最大のお願いはこれです。

というのも、日本で六%削減は可能であり、京都議定書批准は経済的効果もあるというお話をもしろいです。

WWFジャパンが昨年発表しました「地球温暖化問題解決のためのWWFシナリオ」によりますと、ハイブリッド車、燃料電池、発光ダイオード照明など、エネルギー効率の高い最新の技術を導入したり、サービス経済へ移行をしたり、自然エネルギーの導入及びCDMやJIなどの京都メカニズムを利用することによって、二〇一〇年までに一九九〇年レベルから一二%まで削減が可能という結果が出ております。つまり、日本は削減しようという政策的意図さえあれば、京都議定書を批准して温暖化を防ぐための具体的なシナリオを既に手にしていると言えると思います。

また、れども昨年発表したもので、京都議定書批准は経済的損失をもたらすか」という報告がありますが、これは、日本は炭素削減という規制の中では、「これを受け身ではなく積極的にとらえ、技術開発に投資を行い、その結果付加価値率を上げ、GDPを九五年から四百七十三億ドル、約六兆円も上げることができます。企業はエネルギー高価格に反応して新製品の開発や省エネルギーなどの革新に積極的に取り組み、その結果

果、産業構造は脱エネルギー化に向けて変化していくきます。日本はこうした活躍をしてこそ温暖化対策の世界市場をリードするようになれるはずです。

また、京都議定書発効を支持する企業の署名を集めるエミッシュン⁵⁵という運動があります。これはヨーロッパ発の運動で、ドイツテレコム、クレディ・スイス、ヌオン電力会社などが中心に世界から百六十五社が署名をしております。日本からも、リコー、富士ゼロックス、キヤノン、セイコーエプソン、京セラ、ナットソース・ジャパンなどを含む二十社が署名しております。こうした企業は、京都議定書を発効させ、脱炭素社会を目指すことが世界にとっても、そして自分たち企業にとっても必要で、新しい産業、雇用を生み出すビジネスチャンスととらえているわけです。

以上述べた観点からすると、地球温暖化対策推進法改正法案は、改正の姿勢については評価いたしますが、いわゆる善意や国民運動などによる努力目標だけで、各種規制や税制政策などの具体策についても中身があいまいなものになってしまふ。批准を機会に、日本が京都議定書を担保するための強力な施策を備えた抜本的改正を行ふことを望んでいたのですが、本改正案では京都議定書を担保するための法律として見直すべき改正が十分に行われていないと認識され、非常に残念です。

今国会での審議では、批准の承認を確実にした上で、時間の許す限り十分な審議をし、可能な限りの修正などをして強化していただけるよう、本日は、次の点を中心にお願いしておきたいと思います。

第一回の「総則」、これは「的確かつ円滑な実施を確保すること」とありますけれども、この部分は、京都議定書の目標達成を確保することとするべきです。全体的に、京都議定書の削減目標を達成するための政治的意図が感じられるものとしては間に合いません。既存の取り組みのもとでの

次に、温室効果ガス排出量及び吸収量を算定します。これを公表するとありますけれども、これは、実質的な削減を行い、京都議定書の目標達成に対する排出量を削減したかを見るためには、もととないというべきです。これが京都議定書目標達成の第一歩であります。

例えば、このたび佐川急便が、WWFが行っているCO₂削減プログラム、クライメート・セイバーズに参加することになり、覚書を取り交わしました。ただし、これは、企業の自主的取り組みを第三者認証機関が認証するプログラムです。削減目標を掲げるために、排出の現状データを把握してベースラインを設定し、これを第三者に認証してもらうことになります。これこそ、企業の自主的取り組みを客観的に評価し、透明性のある確実なものにする試みです。このような取り組みがもとと幅広く行われるようになれば、企業の自主的取り組みも数量的に意味を持ち、京都議定書達成の基盤ができるはずです。

第二回「京都議定書目標達成計画」、ここで計画の中身は何も書かれていません。しかし、京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、温暖化対策推進大綱を基盤とすると大綱には書いてあります。その中身は、国民の合意形成。大綱は基本的に政府部内で検討、決定されたもので、国民の参加がありませぬ。国民の合意のものでないと、温暖化対策は推進できないわけです。合意形成のための仕組みをつくるべきです。

それから、現状維持というだけの第一ステップでは間に合いません。既存の取り組みのもとでの

温室効果ガス排出量は、既に一九九九年で九〇年レベルから六・八%増加しています。CO₂だけで九%の増大で、二〇〇四年までの第一次ステップで、今までと変わらず各主体の自主的取り組みを中心としているような状況では、結局、この大幅増大傾向をとめることはできないのではないかでしょうか。その結果、対策の実施がおくれ、目標達成がより困難になると思われます。

第二ステップはどうするのでしょうか。第一次ステップで温室効果ガス排出量が減少方向に向かわなかった場合、第一ステップからどんなシナリオでどのように対処するつもりなのか、社会全体として今から対策、施策を考え、準備しておかなければならぬと思います。特に、炭素税導入とか国内排出量取引など、今までとは異なった、今までない抜本的な政策が必要であることを今認識する必要があります。

国民各界各層の努力には、これは国民運動だけではなく、政策的支援が必要です。これは、国民各界層の努力に一・三から一・八%を大綱では充てておりますけれども、国民運動的なものだけでは実現が難しく、こうした努力を数値化して削減量として見込むことは実効性が乏しく、京都議定書目標達成のためのツールとしてはならないわけです。これは単なる努力目標にすぎないので、もっとちゃんととした政策支援のものにこれを行わなくてはならないと思います。

それから、京都メカニズムをきちんと使う具体的な仕組みを構築しておく必要があります。

京都メカニズムというのは、何もしないで浮いてきたロシアのホットエアなど問題も多いですけれども、きちんと使えば、途上国へクリーンで持続可能な発展に寄与する技術と資金の移転が行われるメカニズムであります。途上国はこのメカニズムを通して京都議定書に参加するわけですから、その意味でも多くの民間企業がかかるよう、民間企業がかかわると得をするような参加インセンティブのある国内制度を構築しておく必要があります。本改正法案では、こうしたことが確

実になるような条文が入れられることを期待しております。

最後に、森林吸収源の問題をお話ししたいと思います。

森林吸収源の問題は、京都会議以降の最大の難

問であります。京都議定書に入れられてしまつたものの、樹種により、また樹齢により吸収量が異

なり、データが不確実であること、また、山火事や病虫害などにより、吸収側から排出側に回りやすく、永続性がないこと、そして、自然吸収量に比べ人為的な活動に基づくものは計測しにくいこれが原因で決裂してしまったほどです。

その問題の森林吸収量を、日本としては、ブッシュ米大統領が京都議定書から離脱したおかげで、例外的措置として本来なら計算できないものまで計算してもいいと、千三百万トンまで認めてもらつたわけです。大綱で掲げている三・九%の吸収量というのはそういう数字であります。

それでも、これを機会に日本の森林を整備し、再生が図られるのであれば、それ自体は悪くない。しかし、新しい政策措置もなく、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合には、二・九%程度の吸収量しか見込めず、大幅に三・九%を下回ると言われております。このように不確実で実現が難しそうな三・九%分をあらかじめ計上することは、目標達成を極めて危うくするものであります。

いずれにせよ、日本の森林が価値あるものだと認識を新たにし、真に追加的で人為的な活動を行い、林業が産業として成り立つような基盤を人材確保も含めて整備する必要があります。国産材の利用を広げるために、公共施設や新規住宅などで国産材を一定割合利用することを建築基準で決めたり、バイオマスエネルギーを発電や熱源として利用を拡大し、もうかるビジネスとなる林業を確

立しなければなりません。

さらに、森林の質的側面をあわせて検討すべきです。持続可能な森林の管理、経営へ向けての明確な展望と具体的な実施体制をあわせて示していくべきだということです。WWFとしてのお話を終わらせていただきます。(拍手)

○大石委員長 ありがとうございました。

次に、三橋参考人にお願いいたします。

○三橋参考人 千葉商科大学の政策情報学部の教師をやつております三橋と申します。二年前まで日本経済新聞の論説委員をやつていた者でござります。

私は、いつも話をするのに原稿を読まないようにしているんですけども、きょうは重要な會議であり、申し述べたいこともありますので、大体つくってきた原稿に沿ってお話を聞いていただきたいと思います。

地球温暖化の問題は、もちろん、今世紀最大の環境破壊につながるだけに、今回、地球温暖化対策推進法の一部を改正し、強化するための法案が国会で審議されることは、それ自体大変好事なことだというふうに思っております。

振り返ってみると、地球が誕生したのは今から四十六億年前です。これに対して、人類の誕生は五百年前すぎません。四十六億年を二十四時間、つまり一日に圧縮しますと、人類の登場は一日がまさに終わらんとする二十三時五十八分ごろなんですね。それからわずか二分足らずの間に、新参者である人類は地球環境を徹底的に破壊し、この今まで推移すれば、人類の生存条件そのものをみずから手で破壊してしまいかねない状況にあります。

持続可能なあすを迎えるためには、私たちは、これまでのエネルギー、資源多消費型のライフスタイル、企業行動、さらに社会資本の形成や都市構造のあり方などをすべて省エネ、省資源型に転換させていくことが急務になつていています。

今回の改正案は、以上のような趣旨に沿うものであり、趣旨そのものには賛成でございます。し

かし、二年前の夏、例えば北極点の氷が、一万余年に一回、初めて解けてしまうというような異常現象が発生するなど、地球温暖化の脅威は今、年を追つて加速しているわけでございます。したがつて、その対策ものんびり構えるのではなくて、早急に大胆に効果的な方法を実施することが必要だろうというふうに思います。

このような現状を考えると、改正案の中で示されている二章の京都議定書目標達成計画の中身及び達成計画の変更を定めた九条、それから四章の温室効果ガス排出抑制のための施策の三点について、特に幾つかの疑問があり、私の意見を申し述べさせていただきたいと思います。

これは再三森鳩さん、鈴川さんなどが御指摘のことになっておりますが、既に九九年の時点で九〇年比六・八%ということになつていています。

まず第一の京都議定書目標達成計画についてでございます。

これは再三森鳩さん、鈴川さんなどが御指摘のことになつております。

よう、九〇年比で温室効果ガス六%削減といふふうに思っています。

このことになつておりますが、既に九九年の時点で九〇年比六・八%ということになつていています。

これから、削減するとすれば、六足す六・八、一三%ぐらい今の段階でも削減しなくてはいけないわけです。この今まで推移すれば、二〇一〇年の排出量は九〇年比で八%ぐらいいるだろうというふうに推定されているわけですから、合わせると一

四%ぐらいい削減しなくてはいけないというふうな

大きな事態を今過ごしているわけです。

このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

府、地方自治体による誘導を中心とした方法には、このようなかなり大量の温室効果ガスを削減する手段として、企業や消費者の自主的な取り組みや自発的なライフスタイルの転換、あるいは政

めの税でございます。したがつて、その導入に当たっては、バッズ課税、グッズ減税、税収中立と

いうことが大前提になるわけです。グッズとは、好ましい行為、例えば労働、事業活動あるいは貯蓄行為などです。これに対してバッズとは、有害物質の排出による大気、土壤、水質汚染、騒音、振動、悪臭など、好ましからざる行為のことです。

バッズ課税とは、好ましからざる行為に課税して、グッズによって得られた所得に対し減税なし免稅しようという考え方です。この場合、ほとんど無視でき、産業構造の転換やライフスタイルの変更を促して、長期的には省エネ、省資源型の経済社会へ移行することが可能だらうというふうに思います。

な浮かれた時代には革新的な技術革新は決して生まれてきません。

御承知のように、七〇年代のアメリカで厳しい排ガス規制を定めたマスク法が実施されたとき、アメリカのビッグスリーは、実施の延期など政治力で問題の先送りをしてきたわけですが、日本の自動車メーカーはその間に短期間に障害をクリアし、八〇年代の世界市場を席巻したことは皆様御承知のことと思います。

温室効果ガスの抑制は、今後その重要性が一段と強まってくるものと思われます。この際、日本の消費者や産業界にとっては苦痛を伴う場合が起るかもわかりませんけれども、温暖化対策税の導入など経済的手法を積極的に使って、省エネ、省資源型のスマートな社会へ転換し、その過程で生み出されたさまざまな省エネ、省資源技術、さらには新しい社会システムを背景に、日本の国際競争力を高めていくことが必要です。京都議定書の目標達成は、そのためのむしろまたないチャンスだと思います。

具体的には、二章八条の中に、温暖化対策税などを経済的手法の導入に関する項目ということをつけ加えるべきであろうと考えております。

第二の問題は、二章九条の京都議定書目標達成計画の変更に関する部分です。改正案は、二〇〇二年から二〇〇四年の三年間は特別の対策は導入せず、二〇〇四年になって初めて新規の対策を打ち出す、それまでは現状のままいくというように解釈できます。このような解釈が可能だとすると、二〇〇四年までは幾らいいアイデアがあつてもそれを導入しないということで、時間の浪費につながる懸念があります。

御承知のように、日本の企業は、九七年十二月の京都会議以降、環境経営に真剣に取り組むところが急増しております。環境報告書、環境会計などを通して、年間ベースで省エネ、省資源の成果をチェックする手法を開発している企業も実は少なくありません。このような企業のケーススタディーは、それが公開されれば、ほかの企業の参

考になる場合も少なくありません。さらに、環境経営に取り組んでいる企業の中には、現行の法律や制度に問題があり、それをどのように改善すれば、もっと成果が上げられるはずだがというような具体的な提案をお持ちの企業も多々あるわけでございます。

こののような事情を考慮すれば、二〇〇四年になつて対策を見直すということではなくて、二〇〇三年からでも、新しい対応を講ずるなど弾力的な措置が必要だらうというふうに思います。

繰り返しますが、見直しのための具体的なよい提案があり、二〇〇三年から実施できるようなものが出てきても、二〇〇四年までは新しい措置を講じないという条項に妨げられて、せっかくいい対策も実現できないというような問題点があるわけでございます。したがって、九条の計画見直し時期を前倒しにする必要があるというのを、第二点の提案でございます。

それから、第三の問題は、第四章の温室効果ガスの排出抑制のための施策に関するものでございます。

この中で、事業者の温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する部分で、事業者に、排出抑制計画を作成し、公表するよう努めなくてはならないというふうに書いてあるわけです。

地球温暖化対策としては、各事業所がどの程度二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しているかの現状を把握することが、その第一歩であるわけです。その肝心の部分が努力目標にとどまつておらず、公表義務となつてないところに非常に大きな問題があるようになります。

温暖化対策を効果的に実施していくためには、

先ほど鮎川さんも申し上げましたように、温室効

果ガスが日本での程度、どの事業所がどのくらい排出しているかということを正確に把握すると

いうことがそもそも第一歩であるはずでございま

す。その第一歩の部分が公表義務ではなくて努力

点があるよ、うな感じがいたします。

これでは正確な現状把握ができないなり、その結果、見直し段階で必要な対策を講ずる際にも多くの支障が出てくるものと思われます。企業秘密

關係を明らかにする時代が今來ているというふうにございます。

私は考へているものでございます。

エネルギー多消費型産業の中には、公表すれば国民の批判を招きかねないといったことを危惧す

る声が極めて大きいわけございますが、私は、

は、エネルギー多消費型産業の果たすべき役割には依然として大きなものがあるわけです。したがつて、エネルギー多消費型産業はけしからぬと

いうことじやないんですね。

しかし、エネルギー多消費型はいかにCO₂を

いっぱい排出しているかということで世間から批

判されることを恐れて、公表を渋るというふうな

ことがあつては非常に困るわけでございます。

そのように思っています。

○大石委員長 ありがとうございました。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○大石委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

本日は、参考人の皆さんには、大変御多忙の中、まげて本委員会に御出席をいただきて、実に示唆に富む数々の御発言をちょうだいたしました。まさにありがとうございました。

ただ、率直に申し上げまして、参考人の皆さんに御意見を承っておりまして、この地球温暖化という問題が、御意見の中にも具体的にあるよう

に、まさに今から進めるべきだ、いや、単に規制だとか新税ではもってのほかだ、あるいは修正をすべきというように、かなり御意見が大きく分かれているかのようと思つております。

私は、この地球温暖化の問題につきましては、既に国会で審議中でございますが、私自身も先般の委員会で、当問題はいわば外交的な要素もあるわけでございますが、我が国のいわば安全保障といふ問題あるいは経済活動という問題について

は、当然ながら日本、とりわけ米国の存在を無視するわけにはいかないわけであります。日米の協調というものが大変大事でありまして、これは皆さんも御案内のとおりであります。

つきましては、榎本さんにまずお尋ねをしてみたいと思うんでございますが、そういう安全保

障問題とか経済活動とは別に、この環境問題と外交というものを安全保障とは違ふ意味で取り組むべきではないかなというふうに思つています。

このことは、我が党の山本委員からも、環境といふ問題は一つの哲学であるというふうなことで先般も発言があつたところでござります。

(拍手)

実は、御指摘もされておりませんけれども、日本は、御指摘もされておりませんけれども、日本は、経済研究所の発表等によりますと、これからは途上国のモータリゼーションの発展とか、御指摘がありましたとおり、途上国のさらなる工業化ということがどんどん進んでまいります。それによりますと、推定で、五十年後には恐らく現在の二・五倍、百年後には三・三倍ぐらいが予想されるという発表も、これは榎本さんも御指摘のありましたところに關係するというふうに思っています。

ありますから、今から環境問題について、環境の技術について先行的に投資をして、省エネ、新たなエネルギーあるいは代替エネルギー、そういうものに果敢に取り組んでいかなければ間に合わない、むしろこのように思います。この辺については、森嶽理事長からも御発言もありましたし、榎本さんからも、いわば文明の転換という表現であったように思つております。したがつて、我が国が、これから先々五十年、百年を見越して、国際的に環境問題についてのいわばリーダーシップを取り戻す、私は今からその基盤をすべきではないかというふうに思つてあります。

きょうは、具体的にここには触れておられませんが、榎本さんが書かれました月刊ケイダンレン二月号に、米国や、中国等途上国、そういうものを抜いて実行の対策というものには問題がある、批准を今急ぐのもいかがなことかなということです、むしろ反対の御意見を発表されておるわけであります。わからないことはありませんけれども、しかし、申し上げたとおり、環境問題が、今先進国として我が国他の国の動向に、ただ考えるだけじゃなくて、独自外交として、むしろ経済と環境を両立するという意味から、新技術の環境ビジネスの創出という問題もございますので、今までふうにも思つておりますので、改めてここらあたりにつきましての榎本さんのお考えをまずひとつお聞きいたしたい。

もう一点、先にお尋ねをしておきます。

きょうはほかの参考人さんからもおっしゃっておりましたとおり、自主行動計画、経団連がいち早く自発的に取り組んでいたいおるわけあります。削減目標の六千五十万トンというのは恐らく試算値であって、これがひとり歩きしているんではないかというふうなお話ではあったと思うんでございますが、この目標は省エネの削減をする全体の三二%にも当たりますし、エネルギー起源の削減では二五%にも実は当たるわけあります。したがつて、フォーマットによりまして、お話をのように三十五項目にわたって各企業に数値をそれぞれ記入させまして、そして、それを業種別に取りまとめていこう、こういうことであります。

一方、経団連さんでは、第三者機関に登録をさせていこう、そうすることによって非常に透明性が確保されていくのではないか、こういう点につきましては、私ども大変評価をいたすわけでございます。

そこで、具体的にちょっと一つ目としてお尋ねしたいことは、この第三者機関は、現在、進捗状況、どういうふうに進んでおるのか、あるいは人選はどうのようなことをお考えになつておるのか、スケジュール等もおわかりの範囲でまずはお尋ねをしたいなというふうに思います。二点、よろしくお願いいたします。

○榎本参考人 お答えさせていただきます。

西野先生が大変に私の書いたものあるいは発言等を勉強いただいております点、恐縮に存じます。ありがとうございます。

まず前段でございますが、この御指摘は大変大事であり、かつ、かねがね私どもが若干もどかしく感じている点にかかわることでござります。大局的には、自分の庭の前だけを掃除してよしとせず、先進工業国が全体で取り組むことで実効を上げるということが最も重要で、かつ期待されることは言つてもございません。

しかし、残念ながら、昨年、アメリカが京都のフレームワークからおりてしましました。このお

きょうはほかの参考人さんからもおっしゃっておりましたとおり、自主行動計画、経団連がいち早く自発的に取り組んでいたいおるわけあります。削減目標の六千五十万トンというのは恐らく試算値であって、これがひとり歩きしているんではないかというふうなお話ではあったと思うんでございますが、この目標は省エネの削減をする全体の三二%にも当たりますし、エネルギー起源の削減では二五%にも実は当たるわけあります。したがつて、フォーマットによりまして、お話をのように三十五項目にわたって各企業に数値をそれぞれ記入させまして、そして、それを業種別に取りまとめていこう、こういうことであります。

一方、経団連さんでは、第三者機関に登録をさせていこう、そうすることによって非常に透明性が確保されていくのではないか、こういう点につきましては、私ども大変評価をいたすわけでございます。

そこで、具体的にちょっと一つ目としてお尋ねしたいことは、この第三者機関は、現在、進捗状況、どういうふうに進んでおるのか、あるいは人選はどうのようなことをお考えになつておるのか、スケジュール等もおわかりの範囲でまずはお尋ねをしたいなというふうに思います。二点、よろしくお願いいたします。

そこで、具体的にちょっと一つ目としてお尋ねしたいことは、この第三者機関は、現在、進捗状況、どういうふうに進んでおるのか、あるいは人選はどうのようなことをお考えになつておるのか、スケジュール等もおわかりの範囲でまずはお尋ねをしたいなというふうに思います。二点、よろしくお願いいたします。

そこで、具体的にちょっと一つ目としてお尋ねしたいことは、この第三者機関は、現在、進捗状況、どういうふうに進んでおるのか、あるいは人選はどうのようなことをお考えになつておるのか、スケジュール等もおわかりの範囲でまずはお尋ねをしたいなというふうに思います。二点、よろしくお願いいたします。

○榎本参考人 お答えさせていただきます。

西野先生が大変に私の書いたものあるいは発言等を勉強いただいております点、恐縮に存じます。ありがとうございます。

まず前段でございますが、この御指摘は大変大事であり、かつ、かねがね私どもが若干もどかしく感じている点にかかわることでござります。大局的には、自分の庭の前だけを掃除してよしとせず、先進工業国が全体で取り組むことで実効を上げるということが最も重要で、かつ期待されることは言つてもございません。

しかし、残念ながら、昨年、アメリカが京都のフレームワークからおりてしましました。このお

りたこと自体、ブッシュ大統領は、自分の国の経済へのマイナス影響を懸念するというふうに表明しております。この省エネ技術と申しますのは、一つの単体の機械、機器、それも効率的でございますが、それをより組み合わせてシステムとして使うという意味でも日本はすぐれたものがござります。私は、日本はこの技術をいかに開発促進されたアメリカの施策を見ますと、私ども経団連のかねて主張しておりますような意味での自主的取り組みを、いわば新しい技術開発並びにその普及をするためのさまざまな政策措置で対応していきます。一方で、私は先生御質問あるいは御指摘の日本独自の位置が見えるようなところがございます。

ヨーロッパは、実は、一九九〇年というスター

トラインにおいて、いわばほかの地域にない特徴を持つております。御案内のとおり、東西ドイツの壁が壊れましたのも一九八九年かと思います。ソ連がなくなりましたのも一九九一年。ちょうど一九九〇年というのはいわば從来の路線でのピック、エネルギー消費もCO₂排出量もピーカだったわけですが、ヨーロッパの一部の国、例えばソ連が崩壊した後の現在のロシアを見ますと、既に三十数%のエネルギー消費のマイナス並びにCO₂排出量の削減ということが起こっています。一方、アメリカと日本は、一九九〇年に對しまして出てきている排出量はふえておりまして、ここにヨーロッパとアメリカ、日本の、既に十年余の間の大変なギャップが見られます。

このギャップをどう認識するか。日本は、これから先生方の御議論を経てあるいは批准ということがになるかもわかりませんが、そういう大変ハンディをよしいながらも、京都ということを大事にして頑張ろうというように私には拝察できます。ただ、アメリカの考へている現実路線は、環境問題も重要とはいえ、いわば米欧の勢力の外交交渉上の争い、そうしたもので霸権をとつていこうヨーロッパに霸権をとらすまいというような意図が私は見え隠れするように思います。そういう中で日本はどうするかという御質問かと思います。

それから、経団連の自主行動計画に対する第三者機関の現状でございますが、これは御指摘のとおり、昨年からこの検討をしておりますが、実験状況なども私ども十分勘案しながら、登録機関、第三者機関をつくっていく必要があるということ、まだ勉強中というのが実際でございます。

ただ、世の中に公表しお願いを申し上げたところでもございますので、私どもとしては、まずは学者先生を主査として、第三者評価委員会というものをとりあえず設置してワークさせていきたいというふうに考えております。

第三者認証機関というものが、認証という国際的な行為の中で認定されるためには、ある意味で大きい広がりと深みが必要でございます。そういう意味では、まだまだ検討のところが多々ござりますので、若干時間を要するかと思ひますだけに、現実的には、その前に第三者評価委員会といふものを見置いたしまして、ここで学者先生あるいはシンクタンクの方々、NGOの方々にもお入りいただきて、各業種からの報告についてのレビューを改めてしていく。言葉ではつきり申せば、報告内容の的確性をチェックする。それから、経団連自体がやっている集計、計算方法、こういったものが的確かどうか、それもチェックしていただき、仮称でございますが、第三者評価委員会で検討した結果を公表させていただくということを現在考えております。

○西野委員 時間が限られておりまして、せっかくでございますので、もう一点だけ榎本さんに聞かせていただいて、あと、各先生方にそのアイデアについて私はお尋ねをしたいな、もしもありま

す。実は、東電さんはじめ三菱電機さんが、民生部門に係ります特にエネルギー消費の問題で、例えは

家庭内にありますモニターで、あなたの御家庭は今月のCO₂は杉何本に当たりますよという表示のシステムをスタートされておるかのようになつております。大変おもしろく、またわかりやすいことかなというふうに思っています。

私は大阪でございますけれども、関西はこれはまだやつていませんが、東電さんは電気の使用量の各家庭の領収証の中に、今月の使用量はキロワットアワーで表示していただいているのです。キロワットアワーというのはわかつてわからないのですが、もしも可能ならば、おこざいまして、これが、もしかしたら、おたくの今月の使用量は、キロワットアワーじゃなくて、CO₂の排出量は幾らですよというものが出来ば非常にわかりやすいんじゃないかというふうに思っています。

そういうお考えがあるかという点が一点と、きょうお見えの参考人の皆さん方に、民生部門で、今回もいろいろ推進法をつくり、あるいは協議会をつくり、いろいろやろうと國もいたしておるわけでございますが、まだまだこれは緒についたものでございまして、広く国民に徹底はまだしていないというふうに思います。いかに国民に理解を深めて、これらの温暖化の防止に役を買ってもらう国民のために、どのような方法、啓蒙、アイデア、そういうものがもしもございましたら、一言で結構でございますので、お示しをいただけたら大変ありがたい、このように思います。

○大石委員長 榎本参考人にお願いいたします。

既に西野あきら君の質問時間は終わっておりますので、短時間でお答えをいただきたいと思います。

○榎本参考人 申しわけございません。手短にお答えさせていただきます。

今御指摘のとおり、現在、東京電力と三菱電機システム、略しましてHEM'Sと申しますが、こういう試みをしようということで、それぞれの社宅

十軒ずつに、そこでお使いになつたエネルギー、電気もガスもガソリンも全部表示して、自分のうちがどのくらいエネルギーを使つてあるかというのをわかるような仕組みをディスプレーでやることかなというふうに思つています。

現に、これは東京都内のあれでございまして、私は大阪でございますけれども、関西はこれはまだやつていませんが、東電さんは電気の使用量の各家庭の領収証の中に、今月の使用量はキロワットアワーで表示していただいているのです。これは、千葉と川崎でそれぞれの社宅十軒ずつに始めでございまして、これが、もしも可能ならば、おとでやるつもりでございました。その中に、今御指摘の、そのエネルギー量は炭酸ガスでどのくらいを排出したことになりますよということを入れる方向であります。

これは、炭酸ガス何キログラム、何トンといつてもわかりにくいものですから、杉何本というこ

とでやるつもりでございました。新聞が御紹介いたしましたら、花粉症の方から、字を見ただけで花粉症がひどくなるから杉じゃなくしろという御指摘がありまして、関係者は頭を悩ませておりますが、要は、御家庭でお使いになつたエネルギーの量がどのくらいの排出につながつてあるかをお教えする仕組みを機能して、消費者の皆さんに情報を提供したいと考えております。

それから、一ヶ月の検針票、領収書でございますが、私ども東京電力の二千六百万軒の方々の領収書の後ろ側に、おたくの消費量三百キロワットアワーですと、一ヶ月これは排出何キログラムに相当しますといういわば対比表を示させていただい

ます。それが、この夏から、七月からと聞いておりますが、私ども東京電力の二千六百万軒の方々の領収書の後ろ側に、おたくの消費量三百キロワットアワーですと、一ヶ月これは排出何キログラムに相当しますといういわば対比表を示させていただい

ますといつぱり、この問題に大いに御関心をいただくよう便宜を供与させていただきたいといふふうに考えております。

○西野委員 アイデアの問題で何かありましたか。なれば結構です。

○大石委員長 時間となりましたので、もし御返答がなければ終わらせていただきたいと思います。

○西野委員 どうもありがとうございました。

○牧委員 民主党の牧義夫でございます。

本日は、参考人の皆様、お忙しい中おいでいた

だきました、また貴重な御意見を賜りましたこと

を心から御礼申し上げたいと思います。貴重な示唆に富む御意見であると同時に、皆様方のそれぞれのお立場もよく理解できるよう、そんな内容であつたかなと思つた次第でございます。

私どもの立場を申し上げれば、リオ・プラス10に向けまして、この京都議定書、いよいよ締結に向けてその批准がなされるということなわけで、あつたかなと思つた次第でございます。

それと、今のパブリックコメントの問題として、動員がありまして、非常に民主的ではない方

法でもってパブリックコメントが行われていると
いうことがありますので、そういうことも防ぐた
めにも、やはりもつと期間を、そして一定の割合
というような、それと、意見がきちんと反映される、
結果として出るということが一番重要かと思いま

す。

○牧委員 もう一点、鮎川さんにお聞かせいただ
きたいと思うんですけれども、先ほどのお話の中
で、WWFシナリオでは、この目標が十分達成可
能であるというお話をございました。どんな削減
シナリオを描いておられるのか。それが実行可能
であるというような、納得できるポイントだけ
ちょっとお聞かせいただければと思います。

○鮎川参考人 このシナリオは、要するに、この

技術とかサービス経済への移行とか、そういった

ことが必要だとまず政策決定者が決定しなくちゃ
いけないんです。政策決定者がそういうことを
必要だと思ったら、それを普及させるための政策
をつくるわけですから、そういう意味で、いろいろ
なオプションがあるよということを示したシナ
リオです。

ですから、この中で、これをやることが日本の

6%削減にとつては最も欠かせない部分である、
そういうような認識を持つていただいて、それを
実行することに、それに対する支援措置とか政策
をつくっていくことによって、さまざまなコスト
の問題とかがクリアされていくのではないかとい
うふうに思っております。

○牧委員 時間が来ましたので、これで終わります。
ありがとうございました。

○大石委員長 西博義君。
○西委員 公明党の西博義でございます。
きょうは、四人の先生方、大変お忙しいとこ
ろ、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、

まことにありがとうございました。議論はまだ當
委員会でも始まつたばかりですけれども、大変私
も目を開かれた御意見、たくさんちょうだいして
感動いたしました。若干そのことにつきまして、
補足的に先生方の御意見をちょうだいしたいと思
います。

最初に森嶋先生にお伺いしたいと思うんです
が、私、常々、京都議定書以降のことにつきまし
てどうなるのかということについて、自分なりに
考えてまいりました。つまり、第二約束期間に入
りますと、この条件がさらに厳しくなってくるの
ではないか、これは根本参考人もおっしゃったと
おりですが、確かにそういうことになつてくると
いうふうに思つております。

といいますのは、枠組み条約自体が、最終的に
はCO₂濃度を一定に持つて、こういうことが
が最終的目的に書かれておりますだけに、今回の
京都議定書が、この約束期間が第一回目のいわば
国際的な約束事だと思うんですが、このことを
我々が実践していくことにおいて、気候に対する
どういう地球の状況が生まれてくるのかというこ
とが、もう一つ先の状況が我々を含めて国民の皆
さんはわからない、わかつていらないというふう
に思つているんです。

というのは、これを実践していく、とりあえず

6%、国民、皆さんが総力を挙げて協力をしてい
くことが地球そのものに対してどういう役割を果
たしていくのかということを、もう少しわかりや
すく説明をいただければありがたいな。今まで

ずっとこの地球温暖化の問題に取り組んでこられ

た参考人の先生の御所見をお伺いできればと思
います。

○森嶋参考人 それでは、お答えいたします。

京都議定書といいましょうか、第一約束期以降
どうなるかということござりますけれども、ま
ず私の考え方では、第一約束期に何らかの効果と
いいましょうか、実効性の問題はともかくとし
て、国際協力の仕組みが実を結ぶということにな
れば、私は次のステップというのは考えられな

自然科学的な状況としましては、IPCCの予
測にございますように、これは、海面が9から八
十八センチ上がるとか、ちょっと覚えておりませ
んけれども、一・何から何度上がるとか、大変大
きな影響が今のままだとある。その意味では、い
ずれにしても今の状況を続けられないことは確
かでありますけれども、いずれにしても第一歩を踏
み出さなければならない。

私は、世界全体で先進国が5%の削減をしたと
ころで、その全体に対する影響というものは現時点
では余り多くないと思いますが、だからといつ
て、一部の方が主張されるように、実効性がない
のだからやめたらどうだ、途上国が入っていない
のに日本がやることはないのではないか、アメリカ
はそのあれですが、しかし、途上国の問題につき
ましては、既にこれは議定書の前の、前のといひ
ますから、その基本にあります枠組み条約自身で途
上国と先進国との区別をつけているわけであり
なければ、途上国としては、当然のことながら、
なぜおれたちだけ義務を果たすのだということに
なりますので、私は、第二約束期間、あるいは場
合によつては第三約束期間ぐらいになるかもしれ
ませんけれども、途上国にはぜひ入つてもらわな
ければならない、特に中国とかインドとかいうの
がありますので。そのためにも、第一約束期間で
先進国がともかく範を示すというか着手するこ
と、そして、削減の可能性があるということを示
すことになります。

現時点では、第二約束期以降どれだけの削減率
が出てくるのかということについては、私は確た
る見通しはありませんけれども、いずれにして
も、第一歩を出発させなければ、すべてはIPCC
のワーストシナリオのようになつてしまふとい
うふうに思つております。

○西委員 ありがとうございました。全く私もそ

のよう思います。

いずれにいたしましても、世界各国が協調しな
がら、もちろん最終的には、先進国だけじゃなく
世界のすべての国がこのことに対して協調して
いくということは、先生おっしゃるとおりだとい
うふうに思つております。

その上で、時間も余りございませんので、もう

一つ森嶋先生にお伺いしたいんですけど、このス

テップ・バイ・ステップのアプローチ、これは、

二〇〇八年から一二年までのこの約束期間に到達

する上においては、なだらかな目標達成という意

味では必須の問題だと私も思つております。新大

綱もできまして、それに向かって具体的に進み始

めているわけですが、三つのステップをつくつて

おりますが、それぞれ追加的な対策も含めてなだ

らかにという表現が出ておりますが、それぞれの

ステップに対する目安ぐらいはあってもよかったです。ではないかなという感じを私は持っているんですが、先生の御意見をお伺いしたいと思います。

○森鷗参考人 お答えさせていただきます。

目安と申しますか目標としては、第一ステップであれ第二ステップであれ、私は六%ということであろうかと思います。ただ、それが目安といいましょうか目標であっても、実際には私はそうはうまくいかないのではないかと思いますけれど

それから、先ほど、三橋先生、第一ステップでは何もやらないということだったのですが、第一ステップは、現行で法律が存在するもの、例えば省エネ法などを強化することによってどこまでやれるかということです。

やはり法律をつくるのは、私が申し上げるまでもない、先生方、常に大きいかもしないということでありまして、現時点での経済情勢の中で急激に施策をとることのマイナスのインパクトというのは非常に大きなものでありますけれども、ある意味で、ステップ一では何もしない、ステップ二でちょっととやってみる、ステップ三で慌てるという趣旨では全くありません。少しずつやりながら、足らなければ足していくということです。

私は、その意味では、このステップ・バイ・ステップのアプローチの最も重要なことは、その都度その実績についてフォローアップをして、きちんと評価をしながら、さて何が足りないのかということを検討していく。従来の計画は、立ててそのまま何十年もこれでやりましょうという話になってしまったりますけれども、私はその点で、先生はなだらかとおっしゃいましたけれども、なだらかになっておりませんけれども、なだらかなことを考へるのではなくて、現実への影響と、それから削減の実績とを常に評価しながら次へ進んでいく、そういうステップの方法だというふうに考えております。

○西委員 時間がもうなくなってしまいまして、最後、鮎川先生、ちょっと途中飛ばしちゃって申

しわけないですけれども、時間がございませんので、森林の吸収のことについて、ぜひともお伺いしたいと思うんです。

日本という国は、もう七〇%が既に森林である、その整備の状況は別にいたしまして、いわば森林国でございます。その森林を整備することによって、今回、吸収量をふやす、そしてそれがカウントされるということになっているんですが、その森林の整備のものが、もちろん、どれだけ整備されたかということがカウントの条件だと思

うんですけれども、必ずしもそれがすべてCO₂の固定化につながる、つまり木を太らせるとかそういうことにつながらないのではないか。もちろん、参考人がおっしゃるように、それが林業につながっていくという側面の効果もあるし、どうせ林業につながっていくにしても、CO₂の吸収にもつながるような整備の仕方といふのが、今回の状況に即してはぜひとも必要な側面ではないか。枝打ちをするのが、また間引きをするのが、一つ一つがどうCO₂の固定化につながっていくのかということを少し検証していかないとダメじゃないかという問題意識を持っているんですけれども、自然保護の専門家でいらっしゃる鮎川先生の御意見をちょうだいしたいと思います。

○鮎川参考人 ありがとうございます。確かにねつしゃるとおりで、私たちとしても、森林の整備によってすぐそれが吸収量につながるというふうには考えておりませんし、条約の中でも追加的な活動でなくてはいけないと、九〇年以降の人為的な活動によるものだというような状況がありまして、そういうものをきちんとまず確保しないと吸収量としてカウントすることはまずいというふうにいうか、日本の今の懸念しているところは、今ある森林をそのものを何らかの形で全部カウントしたいというような政府の意向があるみたいなので、それは間違っている。それは本当に九〇年以降に行われた新規の活動であり、そしてそれが人の手による人為的な活動であ

るというふうにきちんと証明できないと、ある意味で吸収はできないわけです。

NGOとしましては、吸収量で削減してしまうのは一つの大好きな抜け穴であるというふうに考えておりますので、やはり一番はエネルギーのところで削減することがまず第一で、それを重点に置いて日本の削減政策は立てていただきたいというふうに思っております。

○大石委員長 横高剛君。

きょうは、参考人の先生方、お忙しい中を御説を賜りまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

まず、今回のこの一部改正案につきまして、私は、何か本当に一番重要なところがちょっと抜け落ちているんじゃないかなという問題意識を持っております。そして、そのことにつきまして忌憚のない御意見を鮎川参考人と三橋参考人から賜りたいと思います。

それは何かと申しますと、まず国の率先実行という部分なんです。例えばCO₂排出削減に対し、では環境省がどれだけ努力したかという部分を、国民の前、そして企業の方々にまずきちっと示すという、みずから、魄より始めるという言葉でしようか、その部分がないと、結局ついてこない。市民、国民、そして企業さんにとって、そして地方の自治体にとって、国が今回こういう法律案をつくっても、やはり私、最終的には信頼関係だと思います。

そのときに、では、環境省に限らず、国の機関といふことでもいいと思うんですけれども、國会がどれだけCO₂削減のために努力したのか、総理官邸はどれだけ例えれば電気、光熱を――もちろん必要な部分はしようがないと思います。それはやむを得ないのはわかっていますが、まずみずから率先実行を行なうことが抜けているといいと思います。

○横高委員 どうもありがとうございます。

次に、森鷗参考人にお伺いをさせていただきました。いわゆる地域協議会、地球温暖化対策地域協議会というものが今回盛り込まれております。この地域協議会は、日常生活に関する温室効果ガスの排出削減に關して協議を行う、話し合いをするということになりますが、この二十六条第二項、細か

れを公表する、そして努力規定を設ける、またそのことについて毎年把握をし公表する、公開をするということが必要であると思います。それと同時に、京都議定書目標達成計画の中でも、いわゆる数量的率先目標を定めることを明記すべきであるというふうな基本的な考え方を私は持っておりますけれども、いかがお考えになりますでしょうか。

○鮎川参考人 おっしゃるとおりだと思います。

やはりまず、削減をするためには、どのくらい排出をしているかとということを把握するということが必要ですので、それぞれの機関がそいつた排出状況を把握しまして、それをベースラインに、どのくらい削減するかということを明確に計畫を立て、そしてそれを公表し、そしてそれを実施して、その実施状況も公表する、そういうシステムをやはりつくるべきだというふうに思っております。

○三橋参考人 横高さんのおっしゃることは、全く賛成なんで、異論を挟む部分はありません。私がいろいろ取材している感じでは、例えば中央の省庁でいえば、環境省はやはり一生懸命やっていると思うんだけど、余り環境問題と関係ないようなほかの省は我関せずというような感じがありますね。それは企業なんかについても同じようにこれが言えるわけです。環境セクションは一生懸命やっているけれども、ほかのセクションは一生懸命やっていないというような問題がありますけれども、とにかく、おっしゃったように、

率先进行してやる部分を明記すべきであるというものは全く賛成です。

○横高委員 どうもありがとうございます。

い話になつてまいりますけれども、この中で、その協議結果を協議会構成員は尊重しなければならないという規定になされておりますが、私は、この中では、当たり前のことなかもしれませんけれども、國民もしくは地域、市民の意見を反映するための尊重ということを明記すべきでないかというふうに考える。

当たり前のことなんですけれども、そんなのわかっているじゃないかと言わればそれまでなんですが、何のために話し合うのかということを明らかにするために、文言としてきちんと意見を反映して尊重すべきじゃないかというふうに入れるべきと私は考るのですが、議論の中で、そこの部分がなくなつた何か理由があるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いま

○森鷗参考人 お答えいたします。

特にこの問題について細かな議論をしたといふことではございませんけれども、この規定の趣旨は、要するに、國民各界各層が一体となって協力ををするということと、それから、地球環境問題でも、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーというふうに、やはり地域がきちんと行動をしなければいけないのでないかということとで、このような名の協議会という、ちょっと名前は大仰ですけれども、要するに話し合いの場をつくり、そしてその話し合いの場で出てきたことについてみんながやっていこうではないかといふことを、一種の自主的取り組みを促すための方法として規定したわけであります、先生おっしゃるように、その際に、当然のことながら地域の住民の方の意見を反映させるということは期待されているわけで、それを、条文の中に尊重するということを書くべきかどうかということは、立法者が御判断になることでござりますけれども、私は、仮になくとも、それはもう当然のことといふふうに考えておりまし、また、それを規定することは、先生がおっしゃったような趣旨を強める

ということになりますので、こういう条文の中に入れるということについては、私は賛成をいたします。

私は、この日本の豊かさをどう考えるか、ここは、地域の方々への普及啓発に向けて積極的に行うという努力規定も設けたり、また財政的支援を行外せないものであるというふうに考えます。

続きまして、榎本参考人にお伺いをさせていただいたいと思います。

経団連さんの自主的取り組みにつきましては、まず心から敬意を表します。そして、おっしゃいましたとおり、確かに自主的取り組みで削減ができるのであれば、本当にそれが一番ベストなことであるというふうにも私も思つわけなんでありますけれども、本当にできなかつたときに、やはりどうしても規制的手段をとらざるを得ないというふうに直面をしたときに、個人的な御意見で結構あります。そのほかに価値はいろいろあるはずでござります。そのほかに価値はいろいろあるはずでござります。そうしたことでもぜひ御配慮いただきたい。

それから、自主的取り組みにつきましては、私は総力戦で徹底してやる必要があるというふうに思います。果たしてお国で今國民の皆さんに、地方自治体は地方の方々に問題をどのぐらい提起して夏時間制、そして環境教育、この三つのある意味でドラスチックな柱をきちっと立ててやらなくちゃいけないというふうに考るのであります。それが、そのことにつきまして御意見を伺いたいと思います。

○樹木参考人 ありがとうございます。お答えさせていただきます。

今先生の、仮にできなかつたらどうするか、実はこの問題はいろいろなことを考えさせられる御質問でござります。

例えば、日本の今の経済の状況は、国際的に見直しエネルギーをより少なくしよう、そして地球環境に取り組もうというメッセージを出し続けるという意味で、もっともっと自主行動はやるべき価値があるというふうに思います。先生御質問のいわば規制、制度的措置はその後で本来考えてました、先進の中でも極めて豊かな実態がございます。為替レートによりますが、日本はGDP一人当たりはアメリカとほぼ同じぐらいの経済水準でございます。なおかつ、世界全体での生産のウエートを見ますと、為替レートにもよりますが、大体一五%から一六%ぐらいの生産を日本は受け持っております。これだけの生産、いわば大

いというところがありましたらちょっと御指摘いただきまして、またその理由もあわせて御開陳をいただきたいと思います。

○鮎川参考人 繰り返しになるかと思いますけれども、私としては、第一ステップが何もないというところに非常に大きな問題があると思っております。やはり今まである意味で第一ステップみたるものだったわけですね。ですから、九〇〇年以降ずっとふえてきたわけです。

九〇〇年というのは、ある意味で日本のバブル経済の頂点であったわけで、それ以降、経済が停滞してきたという状況があります。ですから、生産は落ち込んでいるにもかかわらず排出量はふえているという状況があつて、その中で削減を行われてこなかつたということが重大問題ではないかと思います。そういう意味で、今すぐにでもこの削減は取り組まなくてはいけないというにもかかわらず、ある意味で様子見というか、現状維持のままで、もうちょっと様子を見ようとして四年まで待つというか、二年をむだにしてしまうというところが非常に大きな懸念だというふうに思つております。

ですから、そういう意味では、今からでも遅くないですので、四年以降に即移せるような政策措置を国会議員の先生の方々に考えていただいて、やはり抜本的な、今まで取り組んできたことのない新しい政策を導入して、そして試みなくてはいけないというふうに思つております。その中に私は、国民を信頼して、教育の場、実業の場、地域の活動の場、あらゆるチャンスで我々の生活を見直しエネルギーをより少なくしよう、そして地球環境に取り組もうというメッセージを出し続けるというふうに思つています。先生御質問のいわば規制、制度的措置はその後で本来考えてました、先進の中でも極めて豊かな実態がございます。為替レートによりますが、日本はGDP一人当たりはアメリカとほぼ同じぐらいの経済水準でございます。なおかつ、世界全体での生産のウエートを見ますと、為替レートにもよりますが、大体一五%から一六%ぐらいの生産を日本は受け持っております。これだけの生産、いわば大

して、ありがとうございました。まず最初に、樹本晃章参考人にお伺いをしたいと思うんです。

私も実は、月刊ケイダンレンですか、「月号」を拝見させていただきました。それなりに企業の立場を代表してお書きになつたという意味では、論旨一貫しているという印象を受けたのですけれども、とりわけ、先ほどもお話し出ておりましたたけれども、自主行動計画は我が国の温暖化対策の有力な柱の一つだという認識を示される一方で、この自主行動計画の実行に伴つて、目標達成の確実性やデータの透明性、信頼性について外部から多くの注文や批判が寄せられるようになつた、的を射た指摘に對しては真摯に對応しているとして、二〇〇二年度、つまり今年度の第五回フォローアップまでに登録機関を設置する、そのことを検討しているんだと述べておられるところは非常に共感を持って拝見させていただきました。

自主行動計画の目標や実績値を経団連から独立した第三者機関に登録、公表することと挙げられて、将来的には何らかの形で第三者認証を受けることも視野に入れて検討している。ということですけれども、先ほどの話を伺つておりますと、かなりこれは進んでいるようにお見受けするわけです。そのことはまた、経団連の今井会長が朝日新聞のインタビューにお答えになって、説得力や透明性に欠けるというのであれば監視のための第三者を入れてもよいと述べられていることにも反映しているのかな、こんなふうに考えております。

そこで私は、今回の地球温暖化対策法改正案に、私としては、国内対策としては事業所との温暖化ガス排出量の報告や削減計画を義務化する必要があると考えておりますけれども、そこまでいのではないかな、そういう思いがするわけです。

それで、今回の法改正にそこまで盛り込むといふことが可能かどうか、お伺いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○樹本参考人 大変に御関心いただきまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

評価いただきましたが、「この第三者認証認定機関という意味では、私ども三十六業種集まって議論をし始めましたところ、実は課題が幾つもございましたして、先生の御評価と全くあべこべで、なかなか確たる仕組みが意見一致のもとででき上がりにくいというのが実情でございます。

しかし一方で、国連の機関はどうやって例えば

CDMなどのオーソライズをするかとか、あるいはヨーロッパ中心にありますISOの中でこの温暖化問題に対する認定認証をどうするか、こういう議論が外部で進んでおります。

認定認証機関につきましては、単なる産業だけ、国だけではなく、基本的には、将来的に国際的な場でいわばオーソライズをされるというような必要があるというふうに私ども考えておりますので、実は私どもが第三者認証認定機関というものを目指したいというふうに申し上げ、そう考えておりますが、最終的にこうした確たる仕組みにまで至るには、正直申しましてちょっと時間がかかりそうでございます。実態はそういうことでございます。

ただ、今御評価いただき、私も申し上げさせていただいて、我々のやつていることに外部の人たちの目で監視あるいはチェックをして、第三者的な目でチェックしたものを作り出して、我々の思っている実態をより透明に、信頼をいただくような仕組みというのはどうしても欠かせませんの

だ。

実は、経団連の仕組みは業界単位になつております。業界単位というのは、一つの大きいクッションでありますし、都合のいいところでもありますし、ある意味でこそでもございます。この

業界単位の数字を評価していくだけ。ところが、先生の御指摘の、ちょっとお言葉にあった事業所ごとの排出、ここが実は大変に悩ましいところでございます。

そこで、森鷗参考人にお伺いをしたいというふうに思います、たびたびお越しをいただいておりますけれども、それは、森鷗参考人にお伺いをしたいというふうに思います、たびたびお越しをいただいてお

りますけれども、それは、森鷗参考人にお伺いをしたいというふうに思います、たびたびお越しをいたしました。

それは、「産業と環境」のことし一月の新春インタビューを拝見させていただきまして、先生が極めて、温暖化対策に対する緊迫感といいますか危機感といいますか、そういうものをお持ちだといふふうに思います。それから、各企業、環境行動報告書などで自分で自主的に、うちの会社はこのぐらい排出しています、このぐらいの数字に将来なります、こういうことを自主的に公表なさっているところもございます。

だから、

私は、「産業と環境」のことし一月の新春インタビューを拝見させていただきまして、先生が極めて、温暖化対策に対する緊迫感といいますか危機感といいますか、そういうものをお持ちだといふふうに思います。それから、各企業、環境行動報告書などで自分で自主的に、うちの会社はこのぐらい排出しています、このぐらいの数字に将来なります、こういうことを自主的に公表なさっているところもございます。

だから、

ただ、今御評価いただき、私も申し上げさせていただいて、我々のやつていることに外部の人たちの目で監視あるいはチェックをして、第三者的な目でチェックしたものを作り出して、我々の思っている実態をより透明に、信頼をいただくよう

のCO₂を出しているか。CO₂は実はエネルギー消費量から計算、推計いたします。エネルギー消費量がどのくらい使われているか、これを公表することにそれぞれ大変に抵抗があります。いわば競争相手の会社でどういう生産をしているかということの推計判断の一つの材料になってしまふというところから、この工場ごと、事業所ごとのCO₂の排出量の公表並びに計画の提出は、いわば生産計画を出すみたいなものでございますので、なかなか産業界として意見一致が見にくく。あるいは、私どもとしても十分にそういう業界さんの事情もわかるというのが実際でございます。そこで、伺いたいことは二つございまして、一つは、国内対策として、私ども言いましたけれども、事業所ごとの温暖化ガスの排出量の報告だと削減計画の義務づけ、それはかなり難しいと言われましたけれども、排出量報告合戦が起るぐらいの企業の転換が必要ではなかろうかと

したのは、そうした実情も御勘案いただいて、企

思っているわけです。

それからもう一つは、第三者機関の検証、そういうことを盛り込むことが必要だと思っています

いう台の供給にとどまっている風力だとか太陽光発電などの自然エネルギーに思い切ってシフトするということが必要であろう、そういう手法

の利用拡大についても大事だというふうに思っていますし、OECDの環境政策委員会が勧告をしております税、課徴金等の経済的手法の利用拡大についても排出者責任を明確な対応を進める

ということから必要であろうということを盛り込むことで第一ステップを大きく踏み出すことができるのではないかということが第一点です。

もう一点は、参考人がこの新春インタビューで述べておられるように、環境税を含めた税制全体のグリーン化ということで表現をしていらっしゃいますね。かなり強調されているわけですから、もう、税金というものを使って企業や国民の行動を転換させていく。

そこで、税のグリーン化が生産構造それから消費構造を転換させる上でインパクトを与えるメカニズムについて、ちょっと詳しく御説明がいたただけたらと思いますので、その二点についてお述べくださいますでしょうか。

○森鷗参考人　お答えいたします。

幾つか御質問がございましたけれども、最後の税、課徴金のところからお答えいたします。私は、規制と税ということでひつくるめて議論をされることについては、それは混同である、法律から見ましておかしい、どちらどちらになつているのではないか。

規制というのは、特定の行為、こういうことをしてはいけない、あるいはしないといふことであります。それは場合によつては、規制の仕方がまずいと、オーバーキルと申しますけれども、やり過ぎであつたり、あるいは足らないと結局はその行為を、どちらにしても、する、ないしはないということですから、その意味では、規制と

いうのは個人の自由をその限りで制限することになりますけれども、税というのは、経済的な手法というものは、むしろどういったことをやるかは個人選択ができる。その意味では、個人の自由、手段の自由があるわけですから、ただ、ある行動をするように例えればコストをかけてやりますと、そのコストと見合った、どういうふうにすれば最も安くできるかという合理的な行動をするで

あります。先ほど榎本参考人の方から、七三年、七八年のオイルショックのときに日本の省エネが進んだというのですけれども、これは全く何もなしに任意に進んだのではなくて、非常に石油の価格が上がった、また石油が来ないということもあったんですけれども、そうだとすると、石油を少なくして従来と同じような生産を上げるためにはどうすればいいかということで、七九年ぐらいから日本省エネ技術というものは上がったわけでありまして、これは結局、コストがかかってきますと、コストを負担するよりは、例えば省エネ技術に投資をして新しい省エネができるような行動をした方が得だ、そういうことになりますと、そういうふうに企業あるいは人間は行動をするわけがありますので、私は、自主的な取り組みということとそれから税というものは必ずしも矛盾をしない。

むしろ私は、ほうっておけば、それこそ、道義的に、何があつても私はやりますよという場合を除けば、あるいは最近の経済界ですと、やはり消費者あるいは市民がどういうふうに反応するかに応じて行動するわけですから、それだけではなくて、経済的にもこういうことをしなければ損になる、そういう仕組みが税だというふうに私は考えております。

ただ、この御時世に税をかけるというのは、それが消費税を上げるような形で、ただ国の財源をふやすために増税をするといふんじゃなくて、一定の行動を誘導するところに税をかけ、そしてそうでないところについてはむしろ減税をするとい

うような、それが税のグリーン化ということでありまして、ヨーロッパ、例えばドイツなどではそういう考え方をとっているところであります。

それから、おまささんが前に言つていたことに比べると今回の緊迫感がないではないかという御指摘でございますけれども、私が研究者として、あるいは環境の問題に長く携わってきた人間として考える場合と、それから先ほどもちょっと申しましたけれども、中央環境審議会として、いろいろな各層からの代表がおられ、そして一步でも進めるためにはどういう取りまとめを

していかなければならぬかという場合の、どこに基準ないしはどこに着地点を置くかという点はどうしても違和感を得ないということは白状せざるを得ません。

ステップ・バイ・ステップのことにつきましても、先ほど申しましたように、今の日本の経済の中で、急激な措置をとる、それからまた、先ほど申しましたけれども、中で、強い反対があります。他方で、そうすべきだという考え方もあるわけでありますから、その意匠としては、一步でも二歩でも事態を進めるための方策として、私としてはとりあえず、第一ステップは何もしないということではもちろんありますから、その意匠では、一歩でも二歩でも事態を進めるための方策として、私としてはとりあえず、第一ステップは既存のものを、先ほど申しました、既存の方法をより強化する形で使つけれども、だめならば税でも何でも使っていく。私個人は最初から税は使いたいというふうに考えておりますけれども、中環審の答申はそこまで行っておりません。

○榎本参考人　お答え申上げます。

私、原子力の専門家ではございませんが、私の理解を御説明させてお返事にかえさせていただきたいと存じます。

おっしゃられるところ、現在、日本で五十二基の原子力発電所、私どもでは十七ユニットの原子力発電所がございます。一番古いものは、昭和四十五、六年から動いております。確かに年を経てきていることは間違ひございません。

ただ、実態としての設備は、必要なものは必要に応じて、時に先行的に部品の取りかえ、あるいはパイプの取りかえ、主要弁の取りかえ、すべて進んできておりまして、人間の体で申しますと、原子炉の中心である圧力容器という主要部分を除きますと、もうほとんど新品同様と言つていいくらいに、実は私どもは経年対策としてかれこれ十五年から二十年の間、先行的に取り組んできているというのが実態でございます。

それでも、御指摘にありますとおり、経年に伴うものではないかと思われるような幾つかのトラブルがあることはそのとおりでございます。しか

最初に榎本参考人にお伺いをしたいと思いますけれども、先ほどの御意見の中でさなりと触れられましたけれども、原子力発電の問題についてお伺いをしたいと思います。

原子力発電、よいよ原発が耐用年数が来て、廃炉の時代をもう間もなく迎えるという時期になつております。これまでの電力価格の中には、必ずしも廃炉の問題とか最終処分場にかかる費用の問題が十分考慮されていなかつたというふうに思いますけれども、最近、マスコミの報道などと、そのコストと見合った、どういうふうにすれば最も安くできるかという合理的な行動をするで

あります。それで、先ほどの御意見の中でも、まさにわれども、原子力発電が耐用年数が来て、廃炉の時代をもう間もなく迎えるという時期にあって、あるいは環境の問題に長く携わってきた人間として考える場合と、それから先ほどもちょっと申しましたけれども、中央環境審議会として、いろいろな各層からの代表がおられ、そして一步でも進めるためにはどういう取りまとめを

していかなければならぬかという場合の、どこに基準ないしはどこに着地点を置くかという点はどうしても違和感を得ないということは白状せざるを得ません。

ステップ・バイ・ステップのことにつきましても、先ほど申しましたように、今の日本の経済の中で、急激な措置をとる、それからまた、先ほど申しましたけれども、中で、強い反対があります。他方で、そうすべきだという考え方もあるわけでありますから、その意匠としては、一步でも二歩でも事態を進めるための方策として、私としてはとりあえず、第一ステップは何もしないということではもちろんありますから、その意匠では、一歩でも二歩でも事態を進めるための方策として、私としてはとりあえず、第一ステップは既存のものを、先ほど申しました、既存の方法をより強化する形で使つけれども、だめならば税でも何でも使っていく。私個人は最初から税は使いたいというふうに考えておりますけれども、中環審の答申はそこまで行っておりません。

○榎本参考人　お答え申上げます。

私、原子力の専門家ではございませんが、私の理解を御説明させてお返事にかえさせていただきたいと存じます。

おっしゃられるところ、現在、日本で五十二基の原子力発電所、私どもでは十七ユニットの原子力発電所がございます。一番古いものは、昭和四十五、六年から動いております。確かに年を経てきていることは間違ひございません。

ただ、実態としての設備は、必要なものは必要に応じて、時に先行的に部品の取りかえ、あるいはパイプの取りかえ、主要弁の取りかえ、すべて進んできおりまして、人間の体で申しますと、原子炉の中心である圧力容器という主要部分を除きますと、もうほとんど新品同様と言つていいくらいに、実は私どもは経年対策としてかれこれ十五年から二十年の間、先行的に取り組んできているのが実態でございます。

それでも、御指摘にありますとおり、経年に伴うものではないかと思われるような幾つかのトラブルがあることはそのとおりでございます。しか

し、全体としてプラントを見た場合には、ほとんどのプラントの部分は新品同様になっているというのが実態でございまして、私どもとしては四十年、アメリカなどでは六十年運転をしたいというようなことで動いているわけでございますが、今申し上げたようないわば臓器が取りかえられてしまっているというような形での、プラントが実質的に更新されつつあるという側面が一つあることを御理解賜りたいと存じます。

それから廃炉につきましてですが、御案内のように更新されたつあるという側面が一つあることを存じます。おり、日本で現在までに廃炉をいたしましたのは原子力研究所の小さな原子炉一つでございましたが、廃炉は日本ではまだ行っておりません。これから日本原子力発電のガス炉、昭和四十年代の初めに動き出したものを廃炉にするという考え方であります。

一応一番最初に試算されたものでは、建設費のおよそ一割ぐらいに相当するであろう三百億といふ数字が、大分前の数字でございますが、試算値としてございました。しかし、その後、それは見直されて、もう少し大きい金額、ちょっと私は数字を手元に持っておりません、記憶にはありますけれども、相当な額の数字が予定されていることはおっしゃるとおりでございます。

ただ、この廃炉につきましては、電気料金の中で、廃炉のための費用として、一時的にどんと負担を将来負うこと为了避免るために、既に少しづつ現在の電気の使用者の方に負担をしていただいておりまして、いわば将来の廃炉に備えた積み立てをしております。この積み立てによって相当部分の廃炉の費用を貯い得るというふうに存じております。まして、私どもとしては、廃炉のある意味で恒常的にやっていく中で、今見通している廃炉の費用もいわば均平化し、具体的に言えば、初めの高い部分は避けられないものの、次第に穏当な数字のところまで下がることができるというふうに見通しております。

なお、海外での幾つかの廃炉のケースをたくさん勉強していることは言うまでもございません。

○樹本参考人 その新聞記事を正確に読んでおりません。少なくも東京電力に関しまして言えば、廃炉について政府からの特段の援助をいただくということは考えておりません。

ただ、何らかの国としての支援とかお金の面でない助成、条件整備、これはお願いする必要があるというふうに存じます。

○金子(哲)委員 安全性の問題についてはきょうこれ以上議論してもあれです。

確かに、おっしゃったとおり、部品は交換されているかもわかりませんが、現実に、やはり古いや型から事故が起きていることは事実であります。

たゞ、いずれ廃炉の時代というのは迎えなきやいけないということになると思いますし、おっしゃったように、建設当時から比べてはるかに高騰していることは事実で、費用負担というのは、これから電力自由化の時代を迎えてまいりますと、企

業間の競争ということからいうと、必ずしもこれから三割も、この案の中では二割増ということが言われておりますけれども、東京電力さん自身が、私が見る限りにおいては、将来に原子力発電に依存することに対して消極的なよう見えております。むしろほかのエネルギーで転換をしておっしゃるとおりでございます。

ただ、私自身もこの環境委員会におりまして、今度の地球温暖化の場合でもさまざまな数値が出てくるわけですね。何%とかいろいろな数値が出てまいりますけれども、一体どういう根拠に基づいて、どういうデータでそういうことが数字として明らかにされているかということになると、必ずしも国民が本当に理解をしているようなデータ

というものが情報公開されているだらうかという

ことです。そこで、今度の場合でも、ステップ・バイ・ステップということで見直しをするということにな

りますと、どのような数字でどのような結果が出

て、そしてまたそれをどう変えるかということにな

なると、そこが一番重要になってくるというふう

に思ふんですけれども、最大に、今見て少なくとも

いたいというふうに思っています。

その点でいいますと、そういう廃炉問題も含めた、余り過度に、確かにCO₂を排出しないといふことありますけれども、原子力ということを強調することは、今の温暖化対策、CO₂問題だけではなくて、経済面、すべてを見るもとと慎重に検討する必要があるんじゃないかなと思うんです。ただ、現状を見てみると、森林基

本計画がつくられたわけですから、これすぐ思っています。その点は参考人のおっしゃったとおりだと思います。

○金子(哲)委員 ありがとうございます。

ただ、私自身もこの環境委員会におりまして、今度の温室効果ガスがありますね、六種類だったですか、それについてはもうすべてやはり公表していくということが出発点だらうというふうに思っています。それがあれば対策というのが非常に立てやすくなるんですけれども、実際にはすべて事業所別に正確に提出されているわけじゃないんですね、可能でなければ、増設、発電所の建設も統合をすればいいというふうに思っております。

○金子(哲)委員 ありがとうございます。

三橋参考人にお伺いしたいと思いますけれども、先ほど情報の公開ということをかなり強調しました。やはり情報の公開ということをかなり強調しておっしゃったと思いませんけれども、私もそのとおりだと思います。

それで、一言申し上げたいのは、今競争を維持するために企業秘密が大切なのか、これから五十年、百年という視野で温暖化による被害の方が大切なのか、こういうことをはつきりと仕分けしていくのか、こういうことをはつきりと仕分けしていくのが、このままではいけないと思います。それがあれば対策というのが非常に立てやすくなるんですけれども、実際にはすべて事業所別に正確に提出されているわけじゃないんですね、可能でなければ、増設、発電所の建設も統合をすればいいというふうに思っています。

○金子(哲)委員 ありがとうございます。

鮎川参考人にお伺いしたいと思いますけれども、森林吸収源の問題についてお触れになりましたけれども、私も、これを余りに過大に評価をしてここに頼るということは間違いだというふうに思っています。その点は参考人のおっしゃったとおりだと思います。

ただ、日本の今の現状を考えてみると、この際、森林対策というものをこれにつなげながらやっていくということもまた重要な、というふうに思っています。ただ、現状を見てみると、森林基本計画がつくられたわけですから、これすぐ思っています。その点は参考人のおっしゃったとおりだと思います。

ばならないと思うんです。

例えば、先ほど参考人の中にあったバイオマスなどの新エネルギー法がこの国会にも提出されましたが、残念ながら、バイオマスなどといふものはほとんど相手にされないと黙っていよいよ、廃棄物の燃焼の発電だけが強調されて、その大事なところが結局、地球温暖化対策といふことで一方ではそういうことを言ひながら、全体、トータルとして一貫した流れがない。総割り行政ということも言われておりますけれども、その点で、森林吸収源対策ということでもしつけ加えてお話しになることがあります。

それからもう一つ、もしお考えがあれば、私はその点で、そういう意味でいましても、環境省という役割というものがあつと高い位置に、これはいつもの委員会のときも言つてゐるわけですから、環境省がデータを分析し判断していくというふうなシステムにしないと、それぞれの、産業界の思惑で通産省が行う、そして農林水産省は農林水産省で思惑で数字が出てくるということでは、本当にこの地球温暖化対策は進まないというふうに思ひますけれども、もしその二つの点についてお考えがあれば、御意見を伺いたいと思います。

○鮎川参考人 ありがとうございます。
森林対策においては、やはりおっしゃるとおりで、私たちもエネルギーの部門でまず削減をしておこうに考えております。ですから、森林対策としては、私としては、おっしゃったようなバイオマスエネルギーのもつと有効活用をしていただきたいというふうに思つております。

特に、今森林がすこく放置されている状況がありますから、そこで出てくる森林廃棄物、そういうものをやはりエネルギー、発電に使って、そして、そういったバイオマスエネルギー発電による電力をきちんと買い取る制度を電力会社の方で出していくべきだと思いますし、国としてもそういうふうに制度をつくっていただければ、このバイオマスエネルギー発電が少しビ

ジネスになっていくというふうに思つてますけれども、今のところ、そういう制度が全くない。

ですから、私たちとしては、バイオマスエネルギーをこれからもさらにやつていく、あるいは生活用水をしていただきたいというふうに思つております。そして、環境省の位置をもっと高いふうにいふのは全く贅成です。

先ごろ、やはり京都会議以降ですけれども、企業の中でも環境部門というものが格上げされまして、多くの企業で、社長のすぐ下に置かれる位置になつたりとか、単なるセクションだったのが部になつたり本部になつたりとか、そういう形で企業の中でも、環境がすごく重要だ、環境政策が企業政策の中で重要だというふうに位置づけがだんだん格上げされてきております。

そういう意味でも、環境政策というのは、私は、環境なくして経済発展はあり得ないし、私たちの生活もないというふうに思つておりますので、まず環境があつてという意味では、一番首相のときに環境政策があつて、そのもとですべてのさまざまな政策があるべきじゃないかというふうに私も思います。

○金子(哲)委員 森嶋参考人には大変申しわけございません。時間のことで質問ができなかつたことをおわびしまして、これで質問を終わらたいと思います。ありがとうございました。

○大石委員長 井上喜一君。

○井上(喜)委員 地球温暖化対策、いよいよこれ

は本格的に取り組まないといけない時期に来たわ

けでございます。割かし楽観的に、この京都議定書の目標をクリアできるというようなお考

えのようでありますけれども、私は、ヨーロッパの

諸国、石炭を天然ガスに切りかえることによつて

発電をすれば、かなりのところまで京都の目標を達成できるような国と違いまして、日本の場合は

なかなか難しい。したがいまして、国民的にこれが全体としてやはり取り組んでいかないといけない、そんな課題だと思います。まして、経済成長

をこれからもさらにやつていく、あるいは生活水準を切り下げないということになりますと、本當にこれは大変じゃないかと思います。そういうことで、建前の議論じやなしに本音の議論をしていかないといけないと思います。そ

ういう点からお尋ねいたいのです。

まず、森嶋参考人と鮎川参考人でありますが、森林のことを炭酸ガスの吸収源としてかなり大きくなり扱われておりますけれども、今、山村は高齢化がうんと進んでいるわけです。人口が減少しているということでありまして、山の管理がで

きないという状況になつてきているわけですね。伐採だってできない。後がどうにもならないから伐採だってできません。まして、事業量もうんとふえてきたという状況になつてきていますが、これは山村対策をきちっとしない限り達成不可能だと思うのです。まして、事業量もうんとふえてきたあればお聞かせいただきたいということであ

ります。

○森嶋参考人 お答えさせていただきます。

私は、森内閣、小泉内閣のときの「環の國」づ

り会議のメンバーでございまして、そこでも申

上げたのですけれども、従来の、国がいろいろな

政策をつくってそれを下へ持つていくということ

は経済的にもできなくなつてきつたあるということ

と、それから、先生御指摘のような高齢化の問題

もあります。その意味では、もっと地域的に物を

考えていくべきではないか。

そこで、従来の大規模な公共投資をもう一度見

直して、それをやめるというよりも、公共投資を

振りかえていくということで、私は、その意味で

は、森林の価値、環境保全の価値、あるいは、今

のお話で、吸収源としての価値を考えると同時

に、日本の国そのもののあり方から見て、やはり

農村や山林が疲弊するというのは将来の再生能力

を失うということありますので、これも時間が

かかるかもしれませんけれども、ぜひこの時点か

ら山林対策を、単に過疎対策とかいうことではな

くて、長期的な国づくりの、「環の國」づくりの方

向にのつとつてやるべきだというふうに考えてお

りますけれども、むしろ私が逆に先生方にお願ひ

したいのは、ぜひそういうことを国会で指導して

いただきたい。私ども学者が意見を言うよりも、

やはり国会が国の基本的な方針について転換を

図つていただきたいというふうに思つております。

○鮎川参考人 ありがとうございます。

まず、森林の山村対策なんですけれども、これ

は、先ほども言いましたけれども、やはり産業と

して林業が成り立つような、そういう政策支援

が必要ではないかと思います。

特に、国産材をもつと利用する機会をつくると

いうことで、例えば建築に、新規住宅においては

国産材を一定割合使うとか、そして公共施設など

の場合には国産材を使うとか、そしてまたバイオ

マスエネルギーの利用とか、これをコーチェン

レーションに使うと発電だけではなく熱源にも利

用できるというふうに、そういう利用を、まず

市場をつくって、そしてそこに雇用が発生するよ
うな、そういったことによって山村に人がもう一
回戻っていくというようなことがあると思われます
けれども、これは政府の支援なくしてはなかなか
できないのではないかという意味で、政府の支援
をお願いしたいというふうに思っています。

次に、原子力なんですかけれども、私たちとして
は、温暖化対策としての原子力には反対しております。
というのも、省エネやエネルギーの効率利
用にはつながらない技術だというふうに考えてお
ります。

今までの文明というのは、エネルギー消費を拡
大してきて、それをもとに成り立ってきたんですね
けれども、これはCO₂だけではなくて、いろいろ
な環境に負荷を与えてきました。ですから、そ
れを見直すというのがこれから環境政策であ
り、二十一世紀の価値観だというふうに思ってい
ます。つまり、これからは、できるだけエネル
ギーを使わないで済ます、そして、その中で豊か
な生活、生活レベルを落とさない、そういった文
明をつくていかなくてはいけないというふうに
思っています。

その中で、原子力というのはベースロード電源
をつくるわけですから、エネルギーのパイをぶや
すという方に使っていくので、そういう意味では
時代に逆行しているのではないかというふうに思
いますし、最大の問題は核廃棄物の問題です。こ
れはまだ、次世代への大いなるツケであり、持続
可能な技術とはとても言えないというふうに思
います。

京都議定書の中でも、J1、つまり共同実施や
途上国へのクリーン開発メカニズムの対象から原
子力は外されたわけなんですかけれども、これでわ
かるように、原子力は温暖化対策のための技術と
して國際的には認められないということにな
ります。ですから、日本の政策として、温暖化対
策の中で原子力が大きな位置を占めているという
ことは非常に大きな問題だと思いますし、日本は
もっとほかの省エネの技術がすばらしいものがあ
ります。

りますし、これからどんな技術が出でてくるかとい
うことでの、天然ガスへのシフトも含めて、燃料電
池への転換とか水素エネルギーとか、新しい技術
をそなった方向で開発するように、原子力に向
けられている予算をそなった方向に向けべき
ではないかというふうに思っています。

○樹本参考人 ありがとうございます。お答えさ
せていただきます。

現在、政府の計画ベースで申しますと、原子力
発電所、十三基の建設が期待されておりますが、
私どもとしては、最後の最後までこの建設をあき
らめず、地元の関係の皆様にお願いを申し上げ続
けるというのが実態でございます。

現実には、実は今でも建設が進んでいるものが
この中に六つか七つございます。北海道の泊こ
れから進みます。東北の東通、北陸の志賀、中部
電力の浜岡、中国の島根、そしてこれから動かし
たい、ぜひお願いを申し上げているのが大間、そ
れに敦賀と福島第一の増設そのほかございまし
て、これはお願いをして、私どもとしては、最後
の切り札になり得るものとして活用したい。

一言加えさせていただくのをお許しいただきま
すが、原子力は実は太陽光発電と同じぐらいに
CO₂を出さない技術のエネルギーでございます。

したがって、原子力をこの温暖化対策から除
外するというのは、極めて政策的、意図的なもの
でございます。

ヨーロッパをこちらにいただきまして、芬蘭ラ
ンドは今、こういう中で新しい原子力をつくろう
としております。最近では、サウジアラビアとベ
ネズエラは、油をより多く売らないといけないと
いうことから、原子力に反対を始めました。

原子力を技術によってつくることで、化石燃料
の消費をより抑えいくことと、それに
よってCO₂の削減も図り得るということが原子
力の大変な強みでございます。ただ、安全を第一
に、そして、御指摘の廃棄物などは、社会的にも
大いに御議論いただき、御理解をいただきながら
進める必要があるというふうに存じております。

そういう意味でいえば、技術はいっぱいあるん
ですが、原子力は実は太陽光発電と同じぐらいに
CO₂を出さない技術のエネルギーでございます。
したがって、原子力をこの温暖化対策から除
外するというのは、極めて政策的、意図的なもの
でございます。

私は地熱の利用、燃料電池の活用、さまざまの方
法があります。それから、日本発の非常にすぐ
れた技術として高温燃焼炉、これなんかだと、
CO₂の削減が従来の燃焼炉と比べて二割ぐらい
削減できますからね。そういうものがいっぱいあ
ります。それから、鷗川さんのところで試算とし
て挙げているように、自動車をハイブリッドカー
を中心とした低公害車にどんどん切りかえていく
と、いうことができれば、それによってもCO₂の
削減、というのはかなりできるんですね。それか
ら、今省エネ住宅といふものがどんどん進んでい
ます。このポイントは何かというと、やはり断熱
材を使った住宅ですよね。しかも、木造住宅と絡
みます。

○森嶋参考人 お答えをいたします。

今先生がおっしゃったように、私は新しいエネ
ルギーをどんどん入れてくるべきだとは思います
けれども、現在の新エネルギーによる供給量など
から申しますと、私の感じでは、あと二十年ない
か三十年かかると思います。ドイツは風力発電を
中心に代替エネルギーを非常に強力に進めており
ますけれども、これでも、ドイツの現在の原子力
発電は三〇%ぐらいですが、たしか二〇二〇年ま
でだと思いましたけれども、二〇三〇年だったか
もしませんが、最大限やって一〇%ということ
であります。

ドイツは三十年後に原子力をやめるというふう
に言っておりますけれども、やはり国の政策とし
てやる場合には、どちらかをいいもの、悪いもの
というふうに決めつけずに、悪いものの持つてい
る欠点を克服しながら、よりいいものというもの

を求めていく。そのためにはコストもかかる、エネルギーもかかるという意味で、私は、現在の原子力といふものは日本の発電量の三四%、東京電力の場合ですとたしか五〇%ぐらいを供給しているわけですので、先ほど榎本参考人が言われたように、安全の面を気をつけながら、どうやってシフトしていくのかということを考えるのが、政策を考える人間のやることではないかというふうに考えております。

○井上(喜)委員 終わります。

○大石委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

環境委員会議録第六号中正誤	
五	段
四	行
六	誤
住民に住んで	正
住民に、住んで	

平成十四年五月二十四日印刷

平成十四年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B